

## 2 歳 入

(款) 1 町 税		(項) 1 町 民 税			(単位：千円)	
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1個 人	677,050	677,400	△350	1現年課税分	672,500	○均等割 1月1日時点で町内に居住している個人、住所はないが事業所または家屋敷を有する個人に対して、地方税法等の規定により課税するもの 均等割：3,500円 25,200
						○所得割 1月1日時点で町内に居住している個人に対して、地方税法等の規定により課税するもの 所得割：課税標準の6% 647,300
				2滞納繰越分	4,550	○滞納繰越分 前年度より繰越される個人町民税の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの 4,550
2法 人	52,320	55,320	△3,000	1現年課税分	52,100	○均等割 町内に事業所を有する法人に対して、地方税法等の規定により課税するもの 均等割：資本金額・町内従業者数に応じて年額5万円～3百万円 23,000
						○法人税割 町内に事業所を有する法人に対して、地方税法等の規定により課税するもの 法人税割：法人税額に対し標準税率9.7%→6.0% (R1.10～) 29,100
				2滞納繰越分	220	○滞納繰越分 前年度より繰越される法人町民税の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの 220
計	729,370	732,720	△3,350			

(款) 1 町 税 (項) 2 固定資産税 (単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1固定資産税	853,186	829,931	23,255	1現年課税分	845,266	○土地 301,543 1月1日時点で町内に土地を所有する者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 税率: 土地課税標準額の1.4%
						○家屋 393,396 1月1日時点で町内に家屋を所有する者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 税率: 家屋課税標準額の1.4%
				○償却資産 150,327 1月1日時点で町内に償却資産を所有する者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 税率: 償却資産課税標準額の1.4%		
				2滞納繰越分	7,920	○滞納繰越分 7,920 前年度より繰越される固定資産税の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの
計	853,186	829,931	23,255			

(款) 1 町 税 (項) 3 軽自動車税

1環境性能割	1,000	260	740	1環境性能割	1,000	○環境性能割 1,000 3輪以上の軽自動車の取得者に対して、燃費性能等に応じて地方税法等の規定により課税するもの 税率: 非課税、0.5%、1.0%、2.0%
--------	-------	-----	-----	--------	-------	--

(款) 1 町 税

(項) 3 軽自動車税

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
2種 別 割	38,849	37,288	1,561	1現年課税分	38,474	<p>○原動機付自転車 1,947</p> <p>4月1日時点の原動機付自転車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 原付第1種：2,000円、原付第2種（乙）：2,000円、 原付第2種（甲）：2,400円</p> <p>○軽自動車 33,939</p> <p>4月1日時点の軽自動車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 二輪(250cc以下)：3,600円、四輪乗用自家用：10,800円、 四輪乗用自家用（旧税率）：7,200円、 （重課）：12,900円、（軽課50%）：5,400円、 （軽課25%）：8,100円、 四輪貨物営業用：3,800円、（旧税率）：3,000円、 （重課）：4,500円 四輪貨物自家用：5,000円、（旧税率）：4,000円、 （重課）：6,000円、（軽課25%）：3,800円</p> <p>○小型特殊自動車 1,077</p> <p>4月1日時点の小型特殊自動車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 農耕作業用：2,400円、その他：5,900円</p> <p>○二輪小型自動車 1,475</p> <p>4月1日時点の二輪小型自動車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 二輪(251cc以上)：6,000円</p> <p>○その他 36</p>

## (款) 1 町 税

## (項) 3 軽自動車税

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						4月1日時点のその他軽自動車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの ミニカー：3,700円
				2滞納繰越分	375	○滞納繰越分 前年度より繰越される軽自動車税の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの
計	39,849	37,548	2,301			

## (款) 1 町 税

## (項) 4 町たばこ税

1町たばこ税	79,700	76,700	3,000	1現年課税分	79,700	○現年課税分 たばこの消費に対して、地方税法等の規定により課税するもの	79,700
計	79,700	76,700	3,000				

## (款) 2 地方譲与税

## (項) 1 地方揮発油譲与税

1地方揮発油譲与税	17,000	19,000	△2,000	1地方揮発油譲与税	17,000	○地方揮発油譲与税 地方揮発油税（国税）総額の42/100を、道路延長1/2・道路面積1/2で按分し県を通じて譲与されるもの 交付時期：6月、11月、3月	17,000
計	17,000	19,000	△2,000				

(款) 2 地方譲与税		(項) 2 自動車重量譲与税			(単位：千円)	
目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1自動車重量譲与税	48,000	45,000	3,000	1自動車重量譲与税	48,000	○自動車重量譲与税 自動車重量税（国税）総額の407/1000を、道路延長1/2・ 道路面積1/2で按分し県を通じて譲与されるもの 交付時期：6月、11月、3月
計	48,000	45,000	3,000			

(款) 2 地方譲与税		(項) 3 森林環境譲与税				
1森林環境譲与税	1,400	793	607	1森林環境譲与税	1,400	○森林環境譲与税 森林環境税（国税）総額の90/100を、私有林人工林面積 （5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分 し県を通じて譲与されるもの 交付時期：9月、3月
計	1,400	793	607			

(款) 3 利子割交付金		(項) 1 利子割交付金				
1利子割交付金	1,000	2,500	△1,500	1利子割交付金	1,000	○利子割交付金 利子割額（県税）総額の59.4/100を、個人県民税の決算 額の割合に応じて交付されるもの 交付時期：8月、12月、3月
計	1,000	2,500	△1,500			

## (款) 4 配当割交付金

## (項) 1 配当割交付金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1配当割交付金	8,000	8,500	△500	1配当割交付金	8,000	○配当割交付金 配当割額（県税）総額の59.4/100を、個人県民税の決算額の割合に応じて交付されるもの 交付時期：8月、12月、3月
計	8,000	8,500	△500			

## (款) 5 株式等譲渡所得割交付金

## (項) 1 株式等譲渡所得割交付金

1株式等譲渡所得割交付金	5,000	8,000	△3,000	1株式等譲渡所得割交付金	5,000	○株式等譲渡所得割交付金 株式等譲渡所得割額（県税）総額の59.4/100を、個人県民税の決算額の割合に応じて交付されるもの 交付時期：3月
計	5,000	8,000	△3,000			

## (款) 6 法人事業税交付金

## (項) 1 法人事業税交付金

1法人事業税交付金	5,000	0	5,000	1法人事業税交付金	5,000	○法人事業税交付金 法人事業税額（県税）総額の7.7/100を各市町村の従業者数で按分して交付されるもの 交付時期：8月、12月、3月
計	5,000	0	5,000			

(款) 7 地方消費税交付金 (項) 1 地方消費税交付金 (単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1地方消費税交付金	285,000	228,000	57,000	1地方消費税交付金	285,000	○地方消費税交付金 285,000 地方消費税額(県税)総額の1/2を、市町村の人口1/2・ 事業所従業者数1/2で按分し交付されるもの 交付時期: 6月、9月、12月、3月
計	285,000	228,000	57,000			

(款) 8 ゴルフ場利用税交付金 (項) 1 ゴルフ場利用税交付金

1ゴルフ場利用税交付金	90,000	87,000	3,000	1ゴルフ場利用税交付金	90,000	○ゴルフ場利用税交付金 90,000 ゴルフ場利用税(県税)総額の7/10を、市町村のゴルフ 場所在面積に応じて交付されるもの 交付時期: 8月、12月、3月
計	90,000	87,000	3,000			

(款) 9 自動車取得税交付金 (項) 1 自動車取得税交付金

1自動車取得税交付金	1	14,000	△13,999	1自動車取得税交付金	1	○自動車取得税交付金 1 科目設定
計	1	14,000	△13,999			

## (款)10 環境性能割交付金

## (項) 1 環境性能割交付金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1環境性能割交付金	10,000	11,000	△1,000	1環境性能割交付金	10,000	○環境性能割交付金 自動車税環境性能割額（県税）総額の44.65/100を、市町村道の延長1/2・市町村道の面積1/2で按分し交付されるもの 交付時期：8月、12月、3月
計	10,000	11,000	△1,000			

## (款)11 地方特例交付金

## (項) 1 地方特例交付金

1地方特例交付金	8,250	5,000	3,250	1地方特例交付金	8,250	○個人住民税減収補てん特例交付金 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の減収分を補てんするために交付されるもの 交付時期：4月、9月
						○自動車税減収補てん特例交付金 自動車税の環境性能割の税率軽減に伴う減収分を補てんするために交付されるもの 交付時期：4月、9月
						○軽自動車税減収補てん特例交付金 軽自動車税の環境性能割の税率軽減に伴う減収分を補てんするために交付されるもの 交付時期：4月、9月
計	8,250	5,000	3,250			

(款)12 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1地方交付税	1,301,000	1,250,000	51,000	1地方交付税	1,301,000	○普通交付税 1,216,000 地方公共団体がその財政需要に即した必要な財源を確保 できるよう国税4税(所得税・法人税・酒税・消費税) の一定率が交付されるもの [算出基礎] ・基準財政需要額 3,176,412千円 ・基準財政収入額 1,759,930千円 ・臨時財政対策債 198,000千円 ・予算計上額 1,216,000千円(調整額等控除後) 交付時期：4月・6月・9月・11月 ○特別交付税 85,000 普通交付税の補完的な機能として、災害等の特殊な財政 需要に対して交付税総額の6%が交付されるもの 交付時期：12月、3月
計	1,301,000	1,250,000	51,000			

(款)13 交通安全対策特別交付金

(項) 1 交通安全対策特別交付金

1交通安全対策特別交付金	2,000	2,000	0	1交通安全対策特別交付金	2,000	○交通安全対策特別交付金 2,000 交通反則金収入額を、交通事故発生件数や人口集中地区 人口を基準に按分し交付されるもの 交付時期：9月、3月
計	2,000	2,000	0			

## (款)14 分担金及び負担金

## (項) 1 負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1総務費負担金	200,000	200,000	0	1総務費負担金	200,000	○(仮称)鳩山新ごみ焼却施設周辺対策事業に係る負担金 (仮称)鳩山新ごみ焼却施設整備に伴い、地元地区住民の生活、住環境、コミュニティの活性化、地域振興に要する経費として埼玉西部環境保全組合から交付されるもの 200,000
2民生費負担金	14,298	30,053	△15,755	1老人福祉費負担金	848	○老人保護被措置者及び扶養義務者負担金 老人福祉法及び老人保護措置費費用徴収に関する規則の規定により算出された負担金が、被措置者と扶養義務者から納入されるもの 847 ○滞納繰越分老人保護被措置者及び扶養義務者負担金 科目設定 1
				2児童福祉費負担金	13,450	○未熟児養育医療費負担金 未熟児養育医療費の給付に要する費用について、本人または扶養義務者から負担金として納入されるもの 208 ○保育所児童措置費保護者負担金 児童福祉法及び町保育料の徴収に関する規則に基づき、保育児童の保護者から負担金として納入されるもの 13,241 ○滞納繰越分保育所児童措置費保護者負担金 科目設定 1
3衛生費負担金	2,927	0	2,927	1保健衛生費負担金	2,927	○比企保健医療圏寝たきり者歯科保健医療事業市町村負担金 寝たきり者の家庭訪問歯科診療広域運営にかかる費用に対する構成市町村負担金 2,927
4教育費負担金	305	305	0	1教育総務費負担金	305	○独立行政法人日本スポーツ振興センター保護者負担金 国、学校の設置者及び保護者の三者が負担している災害共済給付制度を運営する、独立行政法人日本スポーツ振

(款)14 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						興センター運営経費として保護者から納入されるもの 負担額：①一般児童生徒 (460円/人) ②準要保護児童生徒 (230円/人) ③町立幼稚園児 (200円/人)
計	217,530	230,358	△12,828			

(款)15 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

1総務使用料	904	902	2	1行政財産使用料	904	○庁舎用地等使用料 ATM・電柱設置等の用地使用料として納入されるもの	904
2民生使用料	342	454	△112	1児童福祉使用料	12	○つどいの広場使用料 多世代活動交流センター条例に基づき、町外使用者から 施設使用料として納入されるもの	12
				2老人福祉施設使用料	330	○地域包括ケアセンター使用料 地域包括ケアセンター設置条例に基づき、地域の交流ス ペース利用者から使用料として納入されるもの	330
3衛生使用料	21	21	0	1保健センター使用料	21	○保健センター使用料 保健センター条例に基づき、施設利用者から使用料とし て納入されるもの	21
4農林水産業使用料	848	874	△26	1活性化施設使用料	42	○活性化施設使用料 農村公園条例に基づき、施設利用者から使用料として納 入されるもの	42
				2ふれあい農園使用料	676	○ふれあい農園使用料 特定農地貸付規定に基づき、農園利用者から使用料とし	676

## (款)15 使用料及び手数料

## (項)1 使用料

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						て納入されるもの 使用料：1区画につき 6,000円/年額
				3特産品販売施設 使用料	92	○特産品販売施設使用料 特産品販売施設条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 92
				4農村センター使 用料	10	○農村センター使用料 亀井農村センター条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 10
				5農業使用料	28	○公共物占用料 公共物（主に農業用水路）の敷地内に設置を許可した物件（電柱等）について、公共物管理条例に基づき許可事業者から納入されるもの 28
5土木使用料	6,936	6,929	7	1土木使用料	6,936	○道路占用料 道路敷地内に設置を許可した物件（電柱、電話柱、地下埋設管等）について、道路占用料徴収条例に基づき許可事業者から納入されるもの 6,611 ○準用河川占用料 準用河川敷地内に設置を許可した物件（地下埋設管）について、準用河川占用料徴収条例に基づき許可事業者から納入されるもの 22 ○公共物占用料 公共物（主に水路）の敷地内に設置を許可した物件（電柱、電話柱、ケーブル、橋等）について、公共物管理条例に基づき許可事業者から納入されるもの 99 ○都市公園占用料 203

(款)15 使用料及び手数料

(項)1 使用料

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						・都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて占有する場合において、その許可を受けた占有物使用料が、都市公園条例に基づき許可を受けた者から納付されるもの ○都市公園使用料 1 都市公園において、販売、撮影、興行、催し及びその他行為をしようとする場合において、その許可を受けた行為使用料が、都市公園条例に基づき許可を受けた者から納付されるもの
6教育使用料	7,411	10,136	△2,725	1幼稚園使用料	144	○預かり保育料 144 鳩山町立鳩山幼稚園保育料徴収条例に基づき、文部科学省が告示する幼稚園教育要領に基づく教育課程外の保育で鳩山町立幼稚園預かり保育規則に定める保育を受ける園児の保育料として保護者から納入されるもの
				2公民館使用料	525	○公民館使用料 525 公民館条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 対象施設：中央公民館、石坂分館、別館陶芸室
				3文化会館使用料	1,542	○文化会館使用料 1,542 1文化会館条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 2文化会館条例施行規則に基づき、施設内の附属設備及び備品の使用者から使用料として納入されるもの
				4図書館施設使用料	1	○図書館施設使用料 1 図書館設置条例に基づき、施設利用者から使用料として

## (款)15 使用料及び手数料

## (項)1 使用料

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明	
				区分	金額		
						納入されるもの	
				5体育施設使用料	4,800	○社会体育施設使用料 体育施設条例に基づき、町内外の体育施設利用者から、 使用料として納入されるもの 対象施設：町民体育館、梅沢運動場、亀井運動場 中央庭球場、小用庭球場、テニスガーデン	4,800
				6学校体育施設使用料	252	○学校体育施設使用料 体育施設条例に基づき、小中学校の体育施設利用者から、 使用料として納入されるもの 対象施設：町立小中学校体育施設	252
				7集会所使用料	27	○石坂集会所使用料 石坂集会所条例に基づき、集会所施設の利用者から、使 用料として納入されるもの	27
				8多世代活動交流 センター施設使 用料	120	○多目的集会室使用料 多世代活動交流センター条例に基づき、施設利用者から 使用料として納入されるもの	120
計	16,462	19,316	△2,854				

## (款)15 使用料及び手数料

## (項)2 手数料

1総務手数料	5,056	4,991	65	1税務手数料	902	○税務事務手数料 税務関係書類の発行に際して、手数料徴収条例に基づき 納入されるもの 発行手数料：200円/件	900
--------	-------	-------	----	--------	-----	--	-----

(款)15 使用料及び手数料

(項) 2 手 数 料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○町税督促手数料 督促状を発した場合において、税条例に基づき徴収されるもの 督促手数料：50円/件 2
				2戸籍手数料	4,154	○戸籍事務手数料 手数料徴収条例に基づき、戸籍全部・個人事項証明書、除籍全部・個人事項証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの 1,704 ○住民登録事務手数料 手数料徴収条例に基づき、住民票又は戸籍の附票の写し、住民基本台帳記載事項証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの 1,440 ○事務手数料 手数料徴収条例に基づき、印鑑登録証明書、身分証明書、不在住・不在籍証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの 1,002 ○個人番号カード等交付手数料 手数料徴収条例に基づき、個人番号カード・通知カードの交付に係る手数料として納入されるもの 8
2衛生手数料	524	576	△52	1衛生手数料	524	○犬の登録事務等手数料 手数料徴収条例に基づき、犬の登録申請者から納入されるもの 登録手数料：3,000円/頭 注射済票：550円/頭 524
3農林水産業手数料	12	12	0	1農業手数料	12	○農用地除外証明等手数料 手数料徴収条例に基づき、農家証明、耕作証明、農用地 12

## (款)15 使用料及び手数料

## (項) 2 手数料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						除外証明などの発行事務に係る手数料として納入されるもの 発行手数料：200円/件
4土木手数料	132	77	55	1土木手数料	52	○道路関係事務手数料 手数料徴収条例に基づき、道路台帳等の閲覧や境界証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの 手数料：200円/件
				2都市計画手数料	80	○都市計画関係事務手数料 手数料徴収条例に基づき、用途証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの ○屋外広告物許可手数料 手数料徴収条例に基づき、屋外広告物に係る許可申請に対する審査手数料として納付されるもの
計	5,724	5,656	68			

## (款)16 国庫支出金

## (項) 1 国庫負担金

1民生費国庫負担金	326,650	299,044	27,606	1社会福祉費国庫負担金	5,073	○低所得者保険料軽減負担金 低所得者に対し、介護保険第1号被保険者の保険料の軽減に要する費用に対して交付されるもの 補助率：1/2	5,073
				2障害者福祉費国庫負担金	132,366	○介護給付費等負担金 障害者総合支援法に基づく、居宅介護、ショートステイ、生活介護、施設入所等の障害福祉サービス費等に対して	117,121

(款)16 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						交付されるもの 負担率：1/2 ○補装具費負担金 663 障害者総合支援法に基づく、補装具（義肢、車イス、補聴器等）給付費に対して交付されるもの 負担率：1/2 ○障害者自立支援医療費負担金 4,724 障害者総合支援法に基づく、更生医療・育成医療（心臓、関節形成手術等）給付費に対して交付されるもの 負担率：1/2 ○障害児施設措置費（給付費等）負担金 8,652 児童福祉法に基づく、児童発達支援等の障害児通所給付費等に対して交付されるもの 負担率：1/2 ○相談支援給付費等負担金 1,206 障害者総合支援法に基づく、サービス利用支援等の計画相談支援給付費に対して交付されるもの 負担率：1/2
				3児童福祉費国庫負担金	174,747	○児童手当交付金 88,246 0歳から中学校修了前までの児童を監護する者に支給される児童の手当に対して交付されるもの 手当分負担率：受給資格者の区分に応じて定める額 ○未熟児養育医療給付事業負担金 120 未熟児養育医療費の給付に要する費用に対して交付されるもの

## (款)16 国庫支出金

## (項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						負担率：1/2 ○子どものための教育・保育給付費負担金 81,407 子ども・子育て支援法の規定に基づく、施設型給付費等の支給に要する経費に対して交付されるもの
						負担率：1/2 ○子育てのための施設等利用給付交付金 4,974 子ども・子育て支援法に規定する子育てのための施設等利用給付事業の実施に要する経費に対し交付されるもの 補助率：1/2
				4国民健康保険事業費国庫負担金	14,464	○国民健康保険保険基盤安定事業負担金 14,464 保険料の軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合が支援金として交付されるもの 負担率：1/2
計	326,650	299,044	27,606			

## (款)16 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

1総務費国庫補助金	5,685	1,788	3,897	1戸籍住民基本台帳費国庫補助金	2,418	○個人番号カード交付事業費補助金 1,408 個人番号カード等交付事業経費に対して交付されるもの 補助率：10/10
						○個人番号カード交付事務費補助金 1,010 個人番号カード等交付事務経費に対して交付されるもの 補助率：10/10

(款)16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
				2社会保障・税番号制度システム構築整備国庫補助金	3,267	○社会保障・税番号制度システム構築整備事業費補助金 自治体中間サーバー・プラットフォームの次期システム更改に必要な経費として交付されるもの 補助率：10/10	3,267
2民生費国庫補助金	48,629	44,387	4,242	1社会福祉費国庫補助金	19,308	○生活困窮者就労準備支援事業等補助金 地域において、孤立防止のための地域の実態把握と支援、社会と繋がりを持ち地域への参加を促進するための居場所づくり、日常生活を円滑に営むための見守りや、ちょっとした困り事等の基本的な生活支援などの実施に要する経費に対して交付されるもの 補助率：3/4	19,308
				2障害者福祉費国庫補助金	5,026	○地域生活支援事業費補助金 障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業（日常生活用具給付事業、意思疎通支援事業、移動支援事業等）に対して交付されるもの 補助率：1/2以内	5,026
				3児童福祉費国庫補助金	24,295	○子ども・子育て支援交付金 子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業の実施に要する経費に対し交付されるもの 補助率：1/3	24,295
3衛生費国庫補助金	7,292	0	7,292	1保健衛生費国庫補助金	385	○緊急風しん抗体検査事業補助金 風しんの追加的対策事業（風しん抗体検査、クーポン券作成等）の経費の一部に対して交付されるもの 補助率：1/2	385

## (款)16 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
				2地方スポーツ振興費補助金	6,907	○地方スポーツ振興費補助金 地方公共団体が行う運動・スポーツ習慣化促進事業に要する経費に対して交付されるもの 補助率：定額 6,907
4農林水産業費国庫補助金	156,322	75,168	81,154	1農地費国庫補助金	156,322	○農山漁村振興交付金 農山漁村の活性化を図るため、地域の創意工夫を活かした活性化計画に基づく取組みを支援するために交付されるもの 交付率：定額 156,322
5土木費国庫補助金	9,900	59,925	△50,025	1道路改良費等国庫補助金	9,900	○防災安全交付金 老朽化した社会資本等の総点検などにより、地方公共団体が必要に応じて実施する通学路対策等の、国民の命と暮らしを守る経費に対して交付されるもの 補助率：55%（重点事業） 9,900
6教育費国庫補助金	2,985	3,837	△852	1公立小中学校費国庫補助金	628	○要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金 358 特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために必要な経費に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○理科教育設備整備費等補助金 270 学校教育における理科教科の振興を図るため、小・中学校の設置者に対して、理科教育設備に要する経費に対して交付されるもの 補助率：1/2

(款) 16 国庫支出金		(項) 2 国庫補助金			(単位：千円)	
目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
				2文化財保護費国庫補助金	2,357	○埋蔵文化財調査事業（発掘調査・保存活用）補助金 埋蔵文化財調査等に必要経費に対し交付されるもの 補助率：1/2
計	230,813	185,105	45,708			

(款) 16 国庫支出金		(項) 3 国庫委託金					
1総務費国庫委託金	197	192	5	1総務管理費国庫委託金	18	○自衛官募集事務委託金 自衛官募集事務に係る経費に対し、交付金総額を各市町村の入隊者数の実績等により按分し交付されるもの	18
				2中長期在留者住居地届出事務委託金	179	○中長期在留者住居地届出事務委託金 中長期在留者住居地届出等事務経費に対して交付されるもの	179
2民生費国庫委託金	3,095	3,235	△140	1社会福祉費国庫委託金	3,064	○基礎年金等事務費委託金 国民年金法に基づき、国から市町村に対して交付されるもの	2,664
						○協力・連携経費委託金 市町村が実施する年金事務に対して、国から市町村に対して交付されるもの	398
						○特別障害給付金事務費交付金 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき、国から市町村に対して交付されるもの	2
				2児童福祉費国庫委託金	31	○特別児童扶養手当事務費委託金 特別児童扶養手当事務に要する経費に対して交付される	31

## (款)16 国庫支出金

## (項) 3 国庫委託金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						もの 交付額：受給権者数×単価
3農林水産業費国 庫委託金	728	746	△18	1農業費国庫委託 金	728	○排水樋管操作委託金 728 越辺川の出水時における排水樋管操作に要する経費に対 して交付されるもの 交付率：10/10
計	4,020	4,173	△153			

## (款)17 県支出金

## (項) 1 県負担金

1総務費県負担金	723	655	68	1旅券事務交付金	723	○旅券事務交付金 723 県から事務移譲された旅券交付事務について、その事務 執行経費に対して交付されるもの
2民生費県負担金	196,528	181,073	15,455	1社会福祉費県負 担金	2,536	○低所得者保険料軽減負担金 2,536 低所得者に対し、介護保険第1号被保険者の保険料の軽 減に要する費用に対して交付されるもの 補助率：1/4
				2障害者福祉費県 負担金	66,182	○介護給付費等負担金 58,950 障害者総合支援法に基づく、居宅介護、ショートステイ、 生活介護、施設入所等の障害福祉サービス費等に対して 交付されるもの 負担率：1/4
						○補装具費負担金 331 障害者総合支援法に基づき、補装具（義肢、車イス、補

(款)17 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						聴器等) 給付費に対して交付されるもの 負担率：1/4 ○障害者自立支援医療費負担金 1,972 障害者総合支援法に基づき、更生医療・育成医療（心臓、 関節形成手術等）給付費に対して交付されるもの 負担率：1/4 ○障害児施設措置費（給付費等）負担金 4,326 児童福祉法に基づく、児童発達支援等の障害児通所給付 費等に対して交付されるもの 負担率：1/4 ○相談支援給付費等負担金 603 障害者総合支援法に基づく、サービス利用支援等の計画 相談支援給付費に対して交付されるもの 負担率：1/4
				3国民健康保険事 業費県負担金	40,393	○国民健康保険保険基盤安定事業負担金 40,393 保険料の軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、 平均保険料の一定割合が交付されるもの 負担率：保険税軽減分3/4、保険者支援分1/4
				4児童福祉費県負 担金	60,472	○児童手当負担金 19,709 0歳から中学校修了前までの児童を監護する者に支給さ れる児童の手当に対して交付されるもの 手当分負担率：受給資格者の区分に応じて定める額 ○未熟児養育医療給付事業負担金 60 未熟児養育医療費の給付に要する費用に対して交付され るもの

## (款)17 県支出金

## (項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						負担率：1/4 ○子どものための教育・保育給付費負担金 40,703 子ども・子育て支援法の規定に基づく、施設型給付費等の支給に要する経費に対して交付されるもの
				5後期高齢者医療 保険事業費県負担金	26,945	○後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金 26,945 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険基盤安定制度として、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する費用として交付されるもの 負担率：1/4
3地方分権推進交付金	2,490	2,450	40	1地方分権推進交付金	2,490	○地方分権推進交付金 2,490 県から事務移譲された事務について、その事務執行経費に対して交付されるもの
計	199,741	184,178	15,563			

## (款)17 県支出金

## (項) 2 県補助金

1民生費県補助金	63,301	95,386	△32,085	1社会福祉費県補助金	2,325	○民生委員及び児童委員活動費補助金 2,325 民生委員及び児童委員の活動を促進するために交付されるもの 補助率：定額補助
				2障害者福祉費県補助金	24,750	○在宅重度心身障害者手当支給費補助金 3,390 在宅の重度障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳 Ⓐ・A、精神障害者保健福祉手帳1級の住民税非課税者

(款)17 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						対象) に支給する手当に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○重度心身障害者医療費補助金 17,400 重度心身障害者医療費に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○障害児(者)生活サポート事業費補助金 1,000 在宅の障害者にホームヘルプ、一時預かり等のサービス を提供し介護者負担の軽減を図る事業に対して交付され るもの 補助率：1/2(補助限度額100万円) ○生活ホーム事業費補助金 447 障害者が地域で居宅する生活ホームの運営費に対して交 付されるもの 補助率：1/2 ○地域生活支援事業費補助金 2,513 障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業(日常生 活用具給付事業、意思疎通支援事業、移動支援事業等) に対して交付されるもの 補助率：1/4以内
				3老人福祉費県補 助金	281	○介護保険事業費補助金 1 社会福祉法人等が行う訪問介護や通所介護等サービスに ついて、生計困難等一定条件該当者が利用した場合の減 免分に対して交付されるもの 補助率：3/4 ○在宅福祉事業費補助金 280

## (款)17 県支出金

## (項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						町から単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に交付する補助金に対して交付されるもの 補助率：2/3
				4児童福祉費県補助金	35,945	<p>○埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金 4,046 地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費に対して交付されるもの 補助率：1/3</p> <p>○埼玉県多子世帯保育料軽減事業費補助金 1,296 保育所等に入所する第3子以降の児童の保育料を助成することにより、多子世帯の経済的負担の軽減を図り、少子化の改善を図るため、市町村で行う事業の経費に対して交付されるもの 補助率：1/2</p> <p>○延長保育事業費補助金 601 保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、引き続き保育を実施する事業の経費に対して交付されるもの 補助率：1/3</p> <p>○病児保育事業費補助金 1,692 病気の児童を一時的に預かり、保育を実施する事業の経費に対して交付されるもの 補助率：1/3</p> <p>○安心・元気！保育サービス支援事業費補助金 3,981 保育サービス加配事業（低年齢児、障害児・アレルギー児の受け入れ、一歳児保育等）に要する経費に対して交</p>

(款)17 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						付されるもの 補助率：1/2 ○埼玉県子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業費補助金 16 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業を実施する 市町村に対して交付されるもの 補助率 1/3 ○乳幼児医療費補助金 2,941 乳幼児の入・通院に係る医療費に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○ひとり親家庭等医療費補助金 847 ひとり親家庭等に係る医療費に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○放課後児童健全育成事業費補助金 14,963 保護者が昼間いない児童の健全な育成を図るために要す る経費に対して交付されるもの 補助率：1/3 ○子ども・子育て支援事業費補助金 3,573 幼児教育・保育無償化の実施に伴うシステム改修等に対 して交付されるもの 補助率10/10 ○埼玉県一時預かり事業費補助金 1,778 家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児 について、主として昼間、保育所等において一時的に預 かり、必要な保護を行う事業の実施に必要な経費に対し て交付されるもの

## (款)17 県支出金

## (項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						補助率：1/3 ○埼玉県教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金 157 子ども・子育て支援法に定める教育認定子どもに係る施設型給付費のうち、地方単独費用分に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○実費徴収等に係る補足等給付事業補助金 54 私立幼稚園(新制度未移行)の給食費のうち、主食費を除いた副食費相当額の給付事業に対して交付されるもの 補助率：1/3
2衛生費県補助金	2,129	1,731	398	1保健衛生費県補助金	2,129	○早期不妊検査費助成事業補助金 100 早期不妊検査にかかる費用を助成するために必要な経費に対して交付されるもの 補助率：10/10 ○早期不妊治療費助成事業補助金 100 早期不妊治療にかかる費用を助成するために必要な経費に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○市町村計画献血者確保促進事業費補助金 28 献血者の確保及び輸血用血液の円滑な供給体制の確立を図るため献血推進事業に要する経費の一部に対して交付されるもの 補助額：人口2万人未満一律28,000円 ○健康増進事業費補助金 365 健康増進事業(歯周疾患検診、骨粗鬆症検診費等)の経費

(款)17 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						の一部に対して交付されるもの 補助率：2/3 ○健康長寿サポーター事業補助金 150 県民が主体となって健康づくりに取り組む「健康長寿サポーター」の普及を図るため、市町村が行う健康長寿サポーターの養成に関する事業に要する経費の一部に対して交付されるもの 補助上限額：150,000円(養成数201人～) ○乳児家庭全戸訪問事業等補助金 100 町が実施する乳児家庭全戸訪問事業に対して交付されるもの 補助率：1/3 ○骨髄移植ドナー助成費補助金 10 公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血管細胞を提供した者に対する休業補償として助成した費用に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○埼玉県自殺対策強化事業補助金 38 特に必要性が高く、地域の特性に応じた自殺対策に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○埼玉県利用者支援事業（母子保健型）補助金 1,062 町が実施する母子保健型事業（子育て世代包括支援センター）に必要な経費に対して交付されるもの 補助率：1/3

## (款)17 県支出金

## (項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						○埼玉農産物の魅力再発見食育推進事業費補助金 76 埼玉県産農産物や地域の食品の魅力再発見に資するよう配慮した、食品ロス削減事業に要する経費に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○不育症検査費助成事業補助金 100 不育症検査にかかる費用を助成するために必要な経費に対して交付されるもの 補助率：10/10
3農林水産業費県補助金	71,539	35,742	35,797	1農業費県補助金	71,539	○埼玉県経営所得安定対策推進事業費補助金 900 直接支払推進事業の運営に必要な経費の一部に対して交付されるもの 補助率：定額補助 ○エコ農業直接支援事業費補助金 160 環境保全型農業直接支援事業の制度運営に必要な経費の一部に対して交付されるもの 補助率：3/4 ○農業委員会交付金 1,286 農業委員会委員の手当に要する経費の一部に対して交付されるもの 補助率：定額補助 ○農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金 62,200 施設の長寿命化対策及び防災減災対策に必要な諸条件について行う調査、その計画の策定等に対して交付されるもの

(款)17 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						補助率：10/10 ○新規就農総合支援事業費補助金 3,080 新規就農者確保事業における市町村が支給する青年就農給付金（経営開始型）の経費に対して交付されるもの 補助率：定額補助 ○埼玉県多面的機能支援事業補助金 3,913 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で地域資源の適切な保全管理活動を実施する組織に対して交付されるもの 補助率：3/4
4商工費県補助金	394	333	61	1商工費県補助金	394	○消費者行政活性化事業費補助金 394 消費者相談の窓口体制の強化を図る整備事業を行う市町村に対して交付されるもの 補助率：相談員報償1/2、その他経費10/10
5土木費県補助金	125	125	0	1都市計画費県補助金	125	○住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金 125 住宅・建築物の最低限の安全の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業等について交付されるもの 補助率：1/2
6教育費県補助金	2,115	2,483	△368	1市町村総合助成事業費県補助金	892	○いじめ・不登校対策充実事業費補助金 892 いじめや不登校など問題行動の未然防止と解消を図るため、中学校に相談員を配置するための経費に対して交付されるもの 補助率：1/2

## (款)17 県支出金

## (項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
				2文化財保護費県補助金	1,178	○埋蔵文化財調査事業（発掘調査）補助金 埋蔵文化財調査に必要な経費に対し交付されるもの 補助率：1/4以内 1,178
				3生涯学習費県補助金	45	○地域少子化対策重点推進交付金 地方自治体が行う少子化対策事業（乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）、「子育てプラン」の推進に資する取組を支援のために交付されるもの 補助率：1/2 45
△総務費県補助金	0	2,000	△2,000			
計	139,603	137,800	1,803			

## (款)17 県支出金

## (項) 3 県委託金

1総務費県委託金	29,523	43,467	△13,944	1徴税費県委託金	23,110	○県民税徴収事務取扱費委託金 個人県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対して交付されるもの 23,110
				2戸籍住民基本台帳費県委託金	17	○人口動態調査費委託金 出生、死亡、婚姻、離婚等の動態を、国へ調査及び報告する事務に対して交付されるもの 17
				3統計調査費県委託金	6,136	○埼玉県住民異動月報調査事務交付金 住民の異動の状況及び人口、世帯の実態を把握し、各種行政施策その他基礎資料とするために行う調査に係る経 5

(款)17 県支出金

(項) 3 県委託金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						費に対して交付されるもの 交付率：10/10 ○埼玉県町（丁）字別人口調査事務交付金 36 町（丁）字別の年齢及び男女別人口に関する地区別統計情報を整備し、各種施策の基礎資料とするために行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10 ○学校基本調査事務委託金 9 学校（市町村立の幼稚園・私立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校等）に関する基本事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得るために行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10 ○工業統計調査事務委託金 56 工業の実態を明らかにするために行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10 ○国勢調査事務委託金 5,982 統計法に基づいて実施する全数調査で、全国の人口等の実態を把握し、各種行政施策その他基礎資料を得ることを目的とする調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10 ○農林業センサス事務委託金 21 農林業、農山村の基本構造の実態とその動向を総合的に把握し、各種農林業施策の検討及び各種農林統計調査の

## (款)17 県支出金

## (項) 3 県委託金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						母集団整備のためのデータとするために行う調査に対して交付されるもの 交付率：10/10 ○経済センサス調査事務委託金 27 事業所・企業の活動状態を調査し、各種統計調査実施のための母集団名簿を得るために行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10
				4人権政策費県委託金	260	○人権啓発活動再委託金 260 人権尊重思想の普及高揚を図る等の人権啓発活動に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10
2民生費県委託金	4	4	0	1障害者福祉費県委託金	4	○療育手帳再交付事務委託金 4 埼玉県療育手帳の再交付事務に係る経費に対して交付されるもの
3衛生費県委託金	80	90	△10	1環境衛生費県委託金	80	○彩の国環境保全交付金 80 前年度の公害等苦情処理件数に応じて、彩の国環境保全交付金交付要綱の規定に基づき交付されるもの
4農林水産業費県委託金	572	508	64	1農業費県委託金	572	○アライグマ個体分析調査業務委託金 572 埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、実施する有害外来生物の捕獲に要する経費に対して交付されるもの 交付率：定額交付 1頭につき 4,180円
5土木費県委託金	145,312	230,021	△84,709	1道路改良事業県委託金	145,289	○県道改良事業委託金 145,289 県道岩殿岩井線の整備に関する覚書に基づき、町が実施する委託業務に対して交付されるもの

(款)17 県支出金		(項) 3 県委託金			(単位：千円)	
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
				2都市計画費県委託金	23	○建築確認事務委託金 7 建築基準法に基づく申請書等の受付、送付及びその他事項の調査等の委託業務に要する経費に対して交付されるもの 基準額：均等割 6,800円+件数割 (360円/件)
						○開発許可等申請事務委託金 16 都市計画法に基づく開発行為許可申請等に係る調査事務等の委託業務に要する経費に対して交付されるもの 基準額：均等割 5,000円 件数割 (300円×件数+200円×件数) の合計
計	175,491	274,090	△98,599			

(款)17 県支出金		(項)△ ふるさと創造資金		
△ふるさと創造資金	0	4,100	△4,100	
計	0	4,100	△4,100	

(款)18 財産収入		(項) 1 財産運用収入		
1財産貸付収入	29,522	27,358	2,164	1土地建物貸付収入 29,507
				○土地貸付料 23,660 ・ゴルフ場経営事業者土地貸付面積 (株)越生ゴルフ倶楽部：2,870.00㎡

## (款)18 財産収入

## (項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						日本産業(株)：10,560.00㎡ (株)鳩山カントリークラブ：44,588.00㎡ 日本ゴルフマネジメント(株)：36,760.00㎡ 石坂ゴルフ倶楽部(株)：16,830.00㎡ ・大橋バス回転場土地貸付面積 川越観光自動車(株)：1,062.00㎡ ・旧ふれあいセンター跡地貸付面積 (株)ファミリーマート：1,366.59㎡ ・携帯電話アンテナ用地貸付面積 (株)NTTドコモ：204.09㎡ KDDI(株)：332.99㎡ ソフトバンクモバイル(株)：4.8㎡ ・鳩山団地内用地貸付面積 擁壁設置用地：41.30㎡ ・普通財産電柱設置用地貸付 東京電力パワーグリッド(株)川越支社 ・大豆戸駐車場 駐車可能台数：6台分 ・太陽光パネル設置用地貸付面積 (株)東京エネシス：127㎡ ・多世代活動交流センター駐車場貸付面積 シルバー人材センター：200㎡ ・区画整理地内貸付地面積 (株)ベイシア：2,826㎡ ・特別養護老人ホーム用地貸付面積

(款)18 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						(福)鳩山松寿会：9,445.55㎡ ・(仮称)鳩山新ごみ焼却施設建設予定地内町有地貸付 埼玉西部環境保全組合：1,562㎡ ○建物貸付料 5,847 ・シルバー人材センター事務所等貸付料 ・ガラス工芸体験工房貸付料 ・ガラス工芸体験工房備品等貸付料 ・国分寺市倉庫貸付料 ・健康づくりトレーニング室貸付料 ・鳩山支援センター「はばたき」貸付料 ・新規就農者用住宅賃貸借料
				2地上権設定収入	15	○地上権設定収入 15 ガス管理設用地上権設定契約に基づく収入
2利子及び配当金	292	132	160	1利子及び配当金	292	○財政調整基金利子 58 財政調整基金の預金利子としての収入 ○減債基金利子 1 減債基金の預金利子としての収入 ○ふるさとづくり基金利子 2 ふるさとづくり基金の預金利子としての収入 ○土地開発基金利子 1 土地開発基金の預金利子としての収入 ○地域福祉基金利子 6 地域福祉基金の預金利子としての収入 ○庁舎等改修基金利子 14 庁舎等改修基金の預金利子としての収入

## (款)18 財産収入

## (項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						○まちづくり応援基金利子 まちづくり応援基金の預金利子としての収入 1
						○北部地域活性化基金利子 北部地域活性化基金の預金利子としての収入 209
計	29,814	27,490	2,324			

## (款)18 財産収入

## (項) 2 財産売払収入

1財産売払収入	3	3	0	1不動産売払収入	1	○町有地売払収入 科目設定 1
				2証券売払収入	1	○証券売払収入 科目設定 1
				3物品売払収入	1	○物品売払収入 科目設定 1
計	3	3	0			

## (款)19 寄附金

## (項) 1 寄附金

1一般寄附金	1	1	0	1一般寄附金	1	○一般寄附金 科目設定 1
2まちづくり応援寄附金	15,000	5,000	10,000	1まちづくり応援寄附金	15,000	○まちづくり応援寄附金 個性豊かで活力に満ちたまちづくり事業の発展のために受け入れるもの 15,000

(款)19 寄 附 金		(項) 1 寄 附 金			(単位：千円)	
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
計	15,001	5,001	10,000			

(款)20 繰 入 金		(項) 1 特別会計繰入金					
1国民健康保険特別会計繰入金	430	588	△158	1国民健康保険特別会計繰入金	430	○国民健康保険特別会計繰入金 国民健康保険特別会計に対する町負担分の清算又は健康維持・増進事業（保健事業）に係る国民健康保険被保険者分の経費を繰り入れるもの	430
2介護保険特別会計繰入金	3	3	0	1介護保険特別会計繰入金	3	○介護保険特別会計繰入金 介護給付費分科目設定 地域支援事業費分科目設定 事務費等分科目設定	3
3後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1	0	1後期高齢者医療特別会計繰入金	1	○後期高齢者医療特別会計繰入金 科目設定	1
計	434	592	△158				

(款)20 繰 入 金		(項) 2 基金繰入金					
1財政調整基金繰入金	39,781	45,584	△5,803	1財政調整基金繰入金	39,781	○財政調整基金繰入金 各年度間の財源調整のため、本年度不足する一般財源額を繰り入れるもの	39,781
2地域福祉基金繰入金	4,149	4,149	0	1地域福祉基金繰入金	4,149	○地域福祉基金繰入金 地域福祉に係る経費の一部に充当するため繰り入れるも	4,149

## (款)20 繰入金

## (項)2 基金繰入金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						の
3庁舎等改修基金繰入金	1,900	5,800	△3,900	1庁舎等改修基金繰入金	1,900	○庁舎等改修基金繰入金 庁舎等の公共施設の設備等改修費用の一部に充当するため繰り入れるもの 1,900
4北部地域活性化基金繰入金	200,000	207,988	△7,988	1北部地域活性化基金繰入金	200,000	○北部地域活性化基金繰入金 北部地域活性化事業経費の一部に充当するため繰り入れるもの 200,000
5まちづくり応援基金繰入金	11,236	6,985	4,251	1まちづくり応援基金繰入金	11,236	○まちづくり応援基金繰入金 ふるさと納税寄附金推進事業経費及び宇宙のまち推進事業等の一部に充当するため繰り入れるもの 11,236
△ふるさとづくり基金繰入金	0	4,000	△4,000			
計	257,066	274,506	△17,440			

## (款)21 繰越金

## (項)1 繰越金

1繰越金	50,000	60,000	△10,000	1前年度繰越金	50,000	○前年度繰越金 前年度決算における剰余金を受け入れるもの 50,000
計	50,000	60,000	△10,000			

(款)22 諸 収 入		(項) 1 延滞金加算金及び過料			(単位：千円)	
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1延滞金	2,500	2,500	0	1延滞金	2,500	○町税延滞金 町税納付期限からの延滞に伴い納付されるもの 2,500
2加算金	1	1	0	1加算金	1	○加算金 科目設定 1
3過料	1	1	0	1過料	1	○過料 科目設定 1
計	2,502	2,502	0			

(款)22 諸 収 入		(項) 2 町預金利子				
1町預金利子	1	1	0	1町預金利子	1	○預金利子 科目設定 1
計	1	1	0			

(款)22 諸 収 入		(項) 3 貸付金元利収入				
1商工費貸付金元 利収入	3,000	3,000	0	1商工費貸付金元 利収入	3,000	○小口企業保証制度保証預託金 町内の小規模企業者に対し、企業経営の安定、発展に必要 な事業資金を融資依頼するために、埼玉県信用保証協 会と債務保証契約を結んだ金融機関に預託した資金を回 収するもの 預託金：1金融機関 100万円 3,000
計	3,000	3,000	0			

## (款)22 諸 収 入

## (項) 4 受託事業収入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1受託事業収入	93	107	△14	1受託事業収入	93	○農業者年金業務委託手数料 農業者年金基金との委託契約に基づき、受託される年金事務に係る経費に対して交付されるもの 補助率：定額補助
計	93	107	△14			

## (款)22 諸 収 入

## (項) 5 雑 入

1雑 入	66,496	55,786	10,710	1県収入証紙売捌き収入	1,000	○県収入証紙売捌き収入 県収入証紙の売り捌きに係る収入	1,000
				2県収入証紙売捌き手数料	32	○県収入証紙売捌き手数料 県収入証紙の売り捌きに係る手数料収入	32
				3雑 入	65,464	○生命保険等取扱手数料 団体生命保険及び損害保険として加入している保険料の 払込手数料に係る手数料収入 ○全国町村等職員甲慰金還付金 全国町村会が実施している団体生命共済事業の事業精算 剰余金の還付（配当）に係る収入 ○雇用保険被保険者掛金 雇用保険の被保険者である臨時職員から自己負担分として 納入されるもの ○職員駐車場使用料 職員駐車場使用料として職員から納入されるもの ○県民手帳販売報償金	600 77 256 417 1

(款)22 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						科目設定
						○地方公務員災害補償基金還付金 1
						科目設定
						○ふれあいセンター敷地内電柱等土地使用料負担金 42
						電柱等設置業者より納入されるもの
						○線下補償料 36
						線下補償対象用地
						J R 東日本(大橋バスターミナル) : 401.12㎡
						○熊谷気象台震度測定施設電気料金 18
						震度測定施設設置業者より納入されるもの
						○役場庁舎自動販売機電気料金 161
						自動販売機設置業者より納入されるもの
						○広告掲載スペース料 600
						町の自主財源確保等のため行っている広報紙及び町ホームページへの有料広告掲載で、申込者から納付されるもの
						○公益財団法人埼玉県市町村振興協会市町村交付金 13,000
						市町村振興宝くじ(ハロウィンジャンボ宝くじ及びサマージャンボ宝くじ)の収益金を原資に市町村の振興のために交付されるもの
						○多世代活動交流センター自動販売機電気料金 67
						自動販売機設置業者より納入されるもの
						○利用料収入(町分)町営ニュータウン駐車場 776
						町営ニュータウン駐車場の利用料として指定管理者より納入されるもの

## (款)22 諸 収 入

## (項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
						○庁舎等コピーサービス料 役場庁舎のコピーサービス利用者より納入されるもの	6
						○今宿東土地区画整理事業換地処分に伴う清算金 土地区画整理法の規定により換地処分された町有地に対して清算金として納入されるもの	9,647
						○急速充電器権利金（維持費用） 次世代自動車急速充電器の独占的利用権を与えることにより、その対価として運用に係る実費相当分を権利金として納入されるもの	867
						○がん検診手数料 各種がん集団検診受診者より自己負担分として納入されるもの	1,504
						○住民健診手数料 30歳代健診、C型及びB型肝炎集団検診受診者より自己負担分として納入されるもの	50
						○看護学生実習施設使用謝金 看護学生等が実習のために保健センター施設を使用した場合に施設使用料として納入されるもの	78
						○後期高齢者医療広域連合健康診査委託金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく後期高齢者健康診査委託料として、埼玉県後期高齢者医療広域連合から納入されるもの	3,321
						○AAA高年者トレーニング教室参加者負担金 AAAトレーニング教室参加者より自己負担分として納入されるもの	64

(款)22 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○健康料理教室参加者負担金 13 各種健康教室で実施する調理実習参加者より自己負担分として納入されるもの
						○介護予防サービス計画書作成料 3,295 地域包括支援センターにおける要支援認定者の介護予防サービス計画書作成に対するサービス報酬として納入されるもの
						○総合福祉センター派遣職員人件費返還金 1,525 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく支払った派遣職員の共済組合負担金が返還されるもの
						○特別調整交付金（長寿・健康増進事業） 1,139 都道府県後期高齢者医療広域連合が策定した長寿・健康増進事業を実施した場合、広域連合より交付されるもの
						○訪問介護減額差額支給費戻戻金 224 高額介護サービス等費及び高額医療合算介護サービス等費の支払いに伴う訪問介護減額差額支給費として納入されるもの
						○後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金精算金 6,564 前年度に納めた療養給付費負担金の精算分として、埼玉県後期高齢者医療広域連合から納入されるもの
						○交通災害共済加入推進交付金 47 埼玉縣市町村総合事務組合より、加入者の拡充を図るための推進費として交付されるもの
						○旧地域下水処理場太陽光発電電力売却分 7,523

## (款)22 諸 収 入

## (項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○活性化施設自動販売機電気料金 72 自動販売機設置業者より納入されるもの
						○特産品販売施設電気料負担分 1,980 施設使用団体から電気料金の一部として納入されるもの 納入額：電気料金－(基本料金の1/2+自動販売機分)
						○特産品販売施設水道料負担分 342 施設使用団体から水道料金負担分として納入されるもの
						○特産品販売施設自動販売機電気料金 72 自動販売機設置業者より納入されるもの
						○特産品販売施設売上清算金 1 科目設定
						○緑の募金(家庭募金)緑化事業等交付金 106 緑の募金運動実施要領に基づく家庭募金を実施した市町村に対し緑化推進委員会から交付されるもの 交付率：町で集めた募金総額の1/2
						○特産品販売施設電話料金 42 施設使用団体から電話料金(電話使用料金の50%相当分)について納入されるもの
						○都市計画図等頒布代 34 都市計画図、基本図等の頒布代として納入されるもの
						○農地流動化奨励金返還金 10 農用地の流動化を促進し、農用地の有効利用を図るための農地流動化奨励金の交付を受けた借手農家の期間途中解約による返還金
						○道路境界標柱代金 96

(款)22 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						道路境界石の亡失に伴い請求された境界石販売代金
						○比企地域産米消費拡大活動助成金 13 米の消費拡大を進めることで、地域農業の振興を図るため、比企地域産米のPR活動に対して交付されるもの 助成額：13,000円以内
						○ウォーキング事業参加者負担金 15 各ウォーキング事業参加者より傷害保険料等自己負担分として納入されるもの
						○健康マイレージ事業歩数計購入費参加者負担金 125 健康マイレージ事業専用歩数計での参加を希望する場合の参加者自己負担金
						○家庭料理技能検定受験者負担金 60 団体受検特別準会場における検定受験者から自己負担分として納入されるもの
						○保留地処分金精算金 155 換地処分により確定した地積の変更に伴う、過年度の保留地処分代金の精算金
						○運動・スポーツ習慣化促進事業参加者負担金 216 運動・スポーツ習慣化促進事業（会食会や体操等）の参加者より自己負担分として納入されるもの
						○訪問介護減額差額支給費過誤返戻金 1 科目設定
						○地域包括ケアセンター電気料負担金 1,185 彩西ナーシングケアから電気料金負担金として納入されるもの

## (款)22 諸 収 入

## (項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○地域包括ケアセンター水道料負担金 239 彩西ナーシングケアから水道・下水道料金負担金として 納入されるもの
						○地域包括ケアセンター自動販売機電気料金 34 自動販売機設置事業者から電気料金負担金として納入さ れるもの
						○亀井小学校通学専用バス利用者協力金 800 亀井小学校通学専用バス運行経費の一部負担分として利 用児童の世帯から納入されるもの
						○亀井小学校太陽光発電電力余剰売却分 40
						○今宿小学校太陽光発電電力余剰売却分 120
						○鳩山小学校太陽光発電電力余剰売却分 120
						○鳩山中学校太陽光発電電力余剰売却分 36
						○町民体育館自動販売機電気料金 96 自動販売機設置業者より納入されるもの
						○中央公民館自動販売機等電気料金 45 自動販売機設置業者より納入されるもの
						○公民館コピーサービス料 3 中央公民館の印刷機及びコピーサービス利用者より納入 されるもの
						○はとやま祭使用電気料金 2 はとやま祭開催時に使用する電気料金で主催者より納入 されるもの
						○図書館利用カード再発行料 12 図書館利用カード再発行時に利用者より納入されるもの

(款)22 諸 収 入		(項) 5 雑 入			(単位：千円)	
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○図書館コピーサービス料 図書館のコピーサービス利用者より納入されるもの 7
						○図書館資料等破損賠償金 図書館の資料等を破損・紛失した場合に、利用者より納入されるもの 6
						○図書館内公衆電話使用料金 図書館内設置の公衆電話利用者より納入されるもの 1
						○図書館自動販売機電気料金 自動販売機設置業者より納入されるもの 23
						○図書販売収入 町史編さん関係図書等の販売により、購入者より納入されるもの 40
						○文化財コピーサービス料 文化財資料コピーサービス利用者より納入されるもの 1
						○埋蔵文化財調査協力金 民間開発に伴う埋蔵文化財記録保存のための調査に係る経費に対して原因者が負担するもの 6,202
						○焼き物づくり体験参加者負担金 焼き物づくり体験参加者より納入されるもの 45
						○企業立地協力負担金 旧埼玉県立玉川工業高等学校跡地への企業立地に伴う協力負担金として、ときがわ町より納入されるもの 1,098
						○東出張所自動販売機電気料金 自動販売機設置業者より納入されるもの 50
計	66,496	55,786	10,710			

## (款)23 町 債

## (項) 1 町 債

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1農林水産業債	707,800	194,300	513,500	1北部地域活性化 事業債	530,800	○泉井交流体験エリア整備事業債 泉井交流体験エリア整備に対する起債 起債充当率：75% 97,800 ○上熊井農産物直売施設整備事業債 上熊井農産物直売施設整備に対する起債 起債充当率：75% 19,400 ○泉井交流体験エリア整備事業債 泉井交流体験エリア整備の単独事業に対する起債 起債充当率：75% 340,000 ○上熊井農産物直売施設整備事業債 上熊井農産物直売施設整備の単独事業に対する起債 起債充当率：75% 73,600
				2埼玉県ふるさと 創造貸付金	177,000	○泉井交流体験エリア整備事業債 泉井交流体験エリア整備に対する起債 起債充当率：100% 32,600 ○上熊井農産物直売施設整備事業債 上熊井農産物直売施設整備に対する起債 起債充当率：100% 6,400 ○泉井交流体験エリア整備事業債 泉井交流体験エリア整備の単独事業に対する起債 起債充当率：100% 113,400 ○上熊井農産物直売施設整備事業債 上熊井農産物直売施設整備の単独事業に対する起債 起債充当率：100% 24,600

(款)23 町 債		(項) 1 町 債			(単位：千円)		
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
2土 木 債	50,000	168,800	△118,800	1北部地域活性化事業債	31,900	○町道第56号線外整備事業債 町道第56号線外道路改良事業に対する起債 起債充当率：90%	31,900
				2道路維持補修事業債	9,000	○町道第4号線外整備事業債 舗装修繕事業の町単独事業に対する起債 起債充当率：90%	9,000
				3橋りょう維持等事業債	7,200	○防災安全交付金事業債 老朽化した社会資本等の総点検などにより、地方公共団体が緊急に実施する通学路対策等の事業に対する起債 起債充当率：90%	3,200
						○町内橋りょう維持事業債 防災安全交付金事業（町内橋りょう長寿命化修繕）の町単独事業に対する起債 起債充当率：90%	4,000
4埼玉県ふるさと創造貸付金	1,900	○町道第4号線外整備事業債 町道第4号線外舗装修繕工事に対する起債 起債充当率：100%	1,000				
3消 防 債	6,000	0	6,000	1緊急防災・減災事業債	6,000	○埼玉県地上系防災行政無線施設再整備事業債 埼玉県地上系防災行政無線再整備に対する起債 起債充当率：100%	6,000
						○町内橋りょう維持事業債 町内橋りょう長寿命化事業に対する起債 起債充当率：100%	900
4臨時財政対策債	198,000	200,000	△2,000	1臨時財政対策債	198,000	○臨時財政対策債 平成13年度の地方財政対策により、普通交付税の代替措	198,000

(款)23 町 債

(項) 1 町 債

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						置として設けられた特例地方債
△総務債	0	157,400	△157,400			
計	961,800	720,500	241,300			